



医政発0509第10号

平成23年5月9日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

地域医療再生計画にかかる技術的な助言について

標記については、「地域医療再生計画について」(平成23年1月28日医政発0128第1号)本職通知の別添1「地域医療再生臨時特例交付金の交付の条件」及び別添2「地域医療再生計画作成指針」により示されているところであるが、今般、平成23年度(平成22年度からの繰越分)地域医療再生臨時特例交付金交付要綱が策定されたことにより、「地域医療再生臨時特例交付金の交付の条件」及び「地域医療再生計画作成指針」の一部が別添新旧対照表のとおり改正することとされたので通知する。

なお、管内関係者に対しては、貴職から周知されるようご配慮願いたい。

別添 地域医療再生臨時特例交付金の交付の条件新旧対照表

旧	新
<p>別添1</p> <p>地域医療再生臨時特例交付金の交付の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成25年度末までの年度計画を作成するとともに、各事業毎の責任者を明確化すること等により、計画を着実に実施していくことのできる体制を整えること。 2. 各種会議やパブリックコメントの募集などにより、民間医療機関関係者や医師会等地域の医療関係団体、地域住民等官民間わず幅広く地域の医療関係者の意見を聴取し、その内容を計画に反映すること。その際、保健所は、医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこととする。さらに、計画の達成状況の評価を行うに当たっても、同様に幅広い地域の医療関係者の意見を聴取するようにすること。 3. 高度・専門医療機関等と役割分担・連携する医療機関(以下、「連携医療機関」という。)を、民間医療機関を含め三次医療圏内で適正数指定することなどにより、急性期から亜急性期、回復期、維持期、そして在宅へと連なる切れ目のない医療提供体制を構築すること。また、院内感染を含む感染症対策の体制整備についても留意すること。その際には、必要に応じて医療計画の見直しを行うこと。 4. 高度・専門医療機関等と連携医療機関は、地域連携クリティカルパスの活用の推進や関係院長会議を設置するなど、連携をより強固なものとするための仕組みを講じること。 5. 基金は、施設整備・設備整備のみに偏ることなく、医師等の不足 	<p>別添1</p> <p>地域医療再生臨時特例交付金の交付の条件</p> <p>1 ~ 5(略)</p>

別添 地域医療再生臨時特例交付金の交付の条件新旧対照表

旧	新
<p>となっている地域医療機関が医師等を受け入れるに当たっての環境整備など医師等の確保や人材育成のためにも活用するようにすること。その際には、平成22年度に実施した「必要医師数実態調査」などによる地域毎の医師の配置状況の情報を活用すること。</p> <p>6. <u>平成22年度</u>地域医療再生臨時特例交付金交付要綱4(2)の事業の場合は、上記に加え次の基準を満たしていること。</p> <p>①当該事業により整備・拡充等を行う高度・専門医療機関等と連携医療機関(以下、「整備対象医療機関」という。)には、医師事務作業補助員の導入等医師の負担軽減措置も併せて行うことなどを通じて、地域医療機関の医師不足を解消していくための役割も積極的に果たしていくことのできる体制を整備すること。</p> <p>②整備対象医療機関の間で診療情報、臨床評価に係る情報を収集・分析・情報共有する体制を整備することで、三次医療圏内の医療状況を定量的に評価し、医療の質を底上げするよう努めること。</p> <p>③基金を交付する施設整備・設備整備事業については、基金交付額に加え都道府県経費、事業者負担等を上乗せした事業規模とすることが望ましい。</p> <p>④50億円を超える基金交付額を申請する事業の整備対象医療機関で、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関については、当該2億円以上の基金が交付される医療機関全体で原則として10%以上の病床削減を行うこと。</p> <p>(注)ただし、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療</p>	<p>6. <u>平成23年度(平成22年度からの繰越分)</u>地域医療再生臨時特例交付金交付要綱4(2)の事業の場合は、上記に加え次の基準を満たしていること。</p> <p>① ~ ⑤略。</p>

別添 地域医療再生臨時特例交付金の交付の条件新旧対照表

旧	新
<p>機関が病床非過剰地域である二次医療圏に所在する場合は、5%以上の病床削減とすること。なお、病床過剰地域及び病床非過剰地域それぞれに所在する病床削減対象医療機関全体の合計削減病床数の個々の医療機関への配分については、各都道府県が関係者との調整等を行い判断するものとする。</p> <p>⑤80億円を超える基金交付額を申請する事業は、病院の統合再編を行うこと。</p>	

別添 地域医療再生計画作成指針新旧対照表

旧	新
<p>別添2</p> <p>地域医療再生計画作成指針</p> <p>第1 地域医療再生計画作成の趣旨</p> <p>国としては、「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」(平成22年10月8日閣議決定)において、「都道府県に設置されている地域医療再生基金を拡充し、高度・専門医療や救命救急センターなど都道府県(三次医療圏)の広域的な医療提供体制を整備拡充」することとしたところである。</p> <p>国は、この支援策として、平成22年度補正予算において、地域医療再生臨時特例交付金を確保し、都道府県に交付することとしたものである。都道府県においては、地域の医療機関、医育機関、診療又は調剤に関する学識経験者の団体(医師会、歯科医師会及び薬剤師会。以下「医師会等関係団体」という。)、市町村等の関係者の意見を聴いた上で、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充やこれらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化など都道府県単位(三次医療圏)の医療提供体制の課題を解決するための施策について定める計画(以下「地域医療再生計画」という。)を作成するとともに、地域医療再生臨時特例交付金により地域医療再生基金を拡充し、これらの施策を実施することが望まれる。</p> <p>本指針は、都道府県の参考となるものを手引きの形で示したものである。</p>	<p>別添2</p> <p>地域医療再生計画作成指針</p> <p>第1 地域医療再生計画作成の趣旨</p> <p>(中略)</p> <p>国は、この支援策として、平成22年度補正予算において、地域医療再生臨時特例交付金を確保し、<u>全額平成23年度へ繰越し</u>、都道府県に交付することとしたものである。都道府県においては、地域の医療機関、医育機関、診療又は調剤に関する学識経験者の団体(医師会、歯科医師会及び薬剤師会。以下「医師会等関係団体」という。)、市町村等の関係者の意見を聴いた上で、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充やこれらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化など都道府県単位(三次医療圏)の医療提供体制の課題を解決するための施策について定める計画(以下「地域医療再生計画」という。)を作成するとともに、地域医療再生臨時特例交付金により地域医療再生基金を拡充し、これらの施策を実施することが望まれる。</p> <p>本指針は、都道府県の参考となるものを手引きの形で示したものである。</p>

別添 地域医療再生計画作成指針新旧対照表

旧	新
<p>第2 地域医療再生計画の作成</p> <p>1 総論</p> <p>地域医療再生計画の内容については、都道府県において、本作成指針に即し、かつ、都道府県(三次医療圏)における官民を問わない幅広い地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民並びに医療審議会又は医療対策協議会等の意見を聴き、それぞれの地域の実情に応じて定めるものとする。</p> <p>地域医療再生計画においては、個々の医療機関が直面する課題を解決することだけでなく、地域医療全体が直面する課題を解決することを目的とする。</p> <p>また、地域医療再生計画においては、現状分析、課題の選定、達成すべき目標及び実施する事業が一貫したものとなるよう留意する。</p> <p>さらに、地域医療再生計画の終了後においては、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充と、これらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化による急性期から亜急性期、回復期、維持期、そして在宅へと連なる連携体制の強化など都道府県(三次医療圏)における医療提供体制など、医療に関する課題を解決することにより、地域における医療が継続的に確保されるよう留意する。地域医療再生計画の終了後において、地域における医療の継続的な確保に支障が生ずることのないよう留意する。</p> <p>なお、2において地域医療再生計画の記載事項とされているものについては、必ず記載するものとする。</p>	<p>第2 地域医療再生計画の作成</p> <p>1(略)</p>

別添 地域医療再生計画作成指針新旧対照表

旧	新
<p>2 記載事項</p> <p>次の事項については、地域医療再生計画に記載するものとする。</p> <p>(1)地域医療再生計画において対象とする地域の範囲 地域医療再生計画においては、都道府県単位(三次医療圏)を対象として定める。</p> <p>(2) 地域医療再生計画の開始日及び終了日 地域医療再生計画の期間については、平成25年度末までの4年間以内とする。</p> <p>(3)(1)の地域における医療に関する現状の分析 地域における医療に関する現状の分析をするに当たっては、医療に関する需要、必要な医師数などにつき、可能な限り定量的な分析を行う。 また、地域における医療に関する課題が明らかとなるよう留意する。</p> <p>(4)(1)の地域において解決すべき医療に関する課題</p> <p>(5)地域医療再生計画の期間の終了日までの間に(1)の地域において達成すべき医療に関する目標 (1)の地域における医療提供体制の在り方に関して、地域医療再生計画を実施することにより達成する全体的な目標(以下「大目標」という。)を定める。 あわせて、大目標の達成状況を把握・評価するため、大目標に関連する指標について数値目標を定める。 数値目標の設定に当たっては、必要な医師数、救急搬送に要する</p>	<p>2 記載事項</p> <p>(1)略</p> <p>(2) 地域医療再生計画の開始日及び終了日 地域医療再生計画の期間については、平成25年度末までの3年間以内とする。</p> <p>(3) ~ (8)(略)</p>

別添 地域医療再生計画作成指針新旧対照表

旧	新
<p>時間などにつき、可能な限り、具体的かつ定量的な目標を設定する。</p> <p>数値目標については、年度ごとの事業計画においてそれぞれの達成すべき目標を定める。</p> <p>(6)(5)の目標を達成するために行う事業の内容</p> <p>地域医療再生計画においては、対象とする地域における実情に応じて、当該地域の医療課題を解決するために必要な事業について定める。例えば、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充や、これら医療機関と連携する急性期を脱した患者を受け入れるための後方病床を持つ医療機関、二次救急医療機関などの地域の医療機関の機能強化、地域医療を担う人材の育成等の事業を定めるものとする。</p> <p>その際には、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者などの意見を踏まえ、地域にとって必要で公益性の高い事業が地域医療再生臨時特例交付金の対象となるようにすることとする。</p> <p>地域医療再生計画においては、既に実施している国庫補助対象事業を定めても差し支えない。ただし、これらの事業は、地域医療再生臨時特例交付金の対象とはならない。なお、国庫補助の対象となる事業を新規に実施し、又は、拡充する場合であっても、当該国庫補助を優先的に活用する。</p> <p>(7)(6)の事業を実施するに当たって必要な経費(経費に係る財源を含む。)</p> <p>経費の積算に当たっては、費用を可能な限り抑制するため、適正な価格を用いて行う。</p>	

別添 地域医療再生計画作成指針新旧対照表

旧	新
<p>また、既に実施している国庫補助事業における国以外の負担分について、本交付金を充当することはできない。既に実施している地方単独事業についても同様とする。</p> <p>さらに、継続的に実施することが必要な事業については、地域医療再生計画が終了し、地域医療再生基金が無くなった後においても引き続き実施されるよう、地域医療再生計画の期間中においても一部は都道府県又は市町村が負担するなど、費用負担の在り方に留意する。</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)附則第5条において、地方公共団体は、国、独立行政法人、国立大学法人等に対し、原則として、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するものを支出してはならないこととされているので留意する。</p> <p>ただし、地方公共団体の要請に基づき、科学技術に関する研究開発等で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合に、当該地方公共団体が当該研究開発等(当該法人において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。)の実施に要する経費等を負担しようとする場合(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)附則第4条第7号)、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して特別に医療を提供する場合に、当該地方公共団体が当該医療の提供に要する費用等を負担しようとする場合(同条第8号)等であって、あらかじめ、総務大臣に協議し、同意を得たものは例外</p>	

別添 地域医療再生計画作成指針新旧対照表

旧	新
<p>とされている。</p> <p>(8)地域医療再生計画の終了後に実施する必要があると見込まれる事業</p> <p>地域医療再生計画の終了後において、(5)に掲げる目標を引き続き達成するために実施する必要があると見込まれる事業につき、事業継続性を明確にして、その内容及び経費を記載する。</p> <p>3 地域医療再生計画作成等に係る手順</p> <p>都道府県が地域医療再生計画を作成する際、全国に共通すると考えられる手順等を参考までに示す。</p> <p>(1)地域医療再生計画(案)を作成するための体制の整備。</p> <p>(2)地域医療の現状分析等に係るデータの収集、調査の実施及び将来予測の検討。</p> <p>(3)都道府県(三次医療圏)における官民を問わない幅広い地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村の関係者等に対して意見を聴取。</p> <p>(4)都道府県(三次医療圏)において直面する医療に関する課題を解決するための具体的方策及び目標等を検討。</p> <p>(5)都道府県(三次医療圏)における課題を解決するための事業の内容についての検討。</p> <p>(6)以上の検討を踏まえて地域医療再生計画(案)の作成。これまでに厚生労働省に随時相談</p> <p>(7)地域医療再生計画(案)について都道府県医療審議会又は医療対策協議会への意見聴取。</p>	<p>3 ~ 4(略)</p>

別添 地域医療再生計画作成指針新旧対照表

旧	新
<p>(8)地域医療再生計画(案)並びに様式1及び様式2の厚生労働省への提出。</p> <p>(9)地域医療再生計画に係る有識者会議(以下「有識者会議」という。)において地域医療再生計画(案)の評価を行い、その評価結果を踏まえ地域医療再生基金の加算額等を決定する。</p> <p>(10)厚生労働省から都道府県に地域医療再生臨時特例交付金の交付額を内示。</p> <p>(11)地域医療再生計画を決定。</p> <p>4 医療計画等との関係</p> <p>地域医療再生計画の作成に当たっては、都道府県医療計画その他都道府県が定める関係計画の内容と調和が保たれるよう必要に応じて都道府県医療計画を見直す。</p> <p>また、公立病院改革プラン及び各都道府県において策定された「再編・ネットワーク化に関する計画・構想等」(「公立病院改革ガイドラインについて(通知)」(平成19年12月24日総経第134号総務省自治財政局長通知)を踏まえて作成されるものをいう。)との整合性について留意する。</p> <p>第3 地域医療再生計画の推進等</p> <p>1 地域医療再生計画の推進体制</p> <p>地域医療再生計画の推進体制については、地域の医療機関、医</p>	<p>第3 地域医療再生計画の推進等</p> <p>1(略)</p>

別添 地域医療再生計画作成指針新旧対照表

旧	新
<p>育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民との情報の交換や都道府県医療審議会又は医療対策協議会を活用するなど、関係者が互いに情報を共有することにより、信頼関係を醸成し、円滑な連携が推進されるような体制を構築することが望ましい。</p> <p>また、平成25年度末までの年度計画に基づき、各事業毎の責任者を明確化すること等により、計画を着実に実施していくことのできる体制を整える。</p> <p>2 地域医療再生計画の達成状況の評価等</p> <p>地域医療再生計画に定める事業に関して、毎年度、当該目標の達成状況进行评估し、実績報告を作成する。その際には、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民並びに都道府県医療審議会又は医療対策協議会からも、必要に応じて意見を聴取するものとする。</p> <p>地域医療再生計画に定める事業の実績報告は、厚生労働大臣に提出する。</p> <p>評価の結果は、次年度以降の地域医療再生計画に係る事業計画に反映させるものとする。厚生労働省は、少なくとも、平成22年度から平成23年度までの実績については、有識者会議に報告し、技術的助言を含めた意見を聴くものとする。</p> <p>3 地域医療再生計画の変更</p> <p>評価の結果に基づき、地域医療再生計画における大目標を達成するために必要があると認める場合、地域医療再生計画の変更を行</p>	<p>2 地域医療再生計画の達成状況の評価等 (中略)</p> <p>評価の結果は、次年度以降の地域医療再生計画に係る事業計画に反映させるものとする。厚生労働省は、少なくとも、平成23年度から平成24年度までの実績については、有識者会議に報告し、技術的助言を含めた意見を聴くものとする。</p> <p>3(略)</p>

別添 地域医療再生計画作成指針新旧対照表

旧	新
<p>うことができる。</p> <p>地域医療再生計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県(三次医療圏)における地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者並びに都道府県医療審議会又は医療対策協議会の意見を聴取する。</p> <p>都道府県は、地域医療再生臨時特例交付金の交付を受けている場合であって、地域医療再生計画を変更しようとするときは、当該変更につき、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>厚生労働大臣は、都道府県の地域医療再生計画の変更(軽微な変更を除く。)を承認する場合は、有識者会議の意見を聴くものとする。</p> <p>第4 その他</p> <p>地域医療再生計画の作成に当たっての留意事項については、別紙1のとおりであるので参考とする。</p> <p>また、地域医療再生計画の内容としては、別紙2の例示が考えられるので、併せて参考とする。</p>	<p>第4(略)</p>

地域医療再生臨時特例交付金の交付の条件

1. 平成25年度末までの年度計画を作成するとともに、各事業毎の責任者を明確化すること等により、計画を着実に実施していくことのできる体制を整えること。
2. 各種会議やパブリックコメントの募集などにより、民間医療機関関係者や医師会等地域の医療関係団体、地域住民等官民間問わず幅広く地域の医療関係者の意見を聴取し、その内容を計画に反映すること。その際、保健所は、医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこととする。さらに、計画の達成状況の評価を行うに当たっても、同様に幅広い地域の医療関係者の意見を聴取するようにすること。
3. 高度・専門医療機関等と役割分担・連携する医療機関(以下、「連携医療機関」という。)を、民間医療機関を含め三次医療圏内で適正数指定することなどにより、急性期から亜急性期、回復期、維持期、そして在宅へと連なる切れ目のない医療提供体制を構築すること。また、院内感染を含む感染症対策の体制整備についても留意すること。その際には、必要に応じて医療計画の見直しを行うこと。
4. 高度・専門医療機関等と連携医療機関は、地域連携クリティカルパスの活用の推進や関係院長会議を設置するなど、連携をより強固なものとするための仕組みを講ずること。
5. 基金は、施設整備・設備整備のみに偏ることなく、医師等の不足となっている地域医療機関が医師等を受け入れるに当たっての環境整備など医師等の確保や人材育成のためにも活用するようにすること。その際には、平成22年度に実施した「必要医師数実態調査」などによる地域毎の医師の配置状況の情報を活用すること。
6. 平成23年度(平成22年度からの繰越分)地域医療再生臨時特例交付金交付要綱4(2)の事業の場合は、上記に加え次の基準を満たしていること。
 - ①当該事業により整備・拡充等を行う高度・専門医療機関等と連携医療機関(以下、「整備対象医療機関」という。)には、医師事務作業補助員の導入等医師の負担軽減措置も併せて行うことなどを通じて、地域医療機関の医師不足を解消していくための役割も積極的に果たしていくことのできる体制を整備すること。
 - ②整備対象医療機関の間で診療情報、臨床評価に係る情報を収集・分析・情報共有する体制を整備することで、三次医療圏内の医療状況を定量的に評価し、医療の質を底上げするよう努めること。
 - ③基金を交付する施設整備・設備整備事業については、基金交付額に加え都道府県経費、事業者負担等を上乗せした事業規模とすることが望ましい。
 - ④50億円を超える基金交付額を申請する事業の整備対象医療機関で、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関については、当該2億円以上の基金が交付される医療機関全体で原則として10%以上の病床削減を行うこと。

(注)ただし、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関が病床非過剰地域である二次医療圏に所在する場合は、5%以上の病床削減とすること。なお、病床過剰地域及び病床非過剰地域それぞれに所在する病床削減対象医療機関全体の合計削減病床数の個々の医療機関への配分については、各都道府県が関係者との調整等を行い判断するものとする。
 - ⑤80億円を超える基金交付額を申請する事業は、病院の統合再編を行うこと。

地域医療再生計画作成指針

第1 地域医療再生計画作成の趣旨

国としては、「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」(平成22年10月8日閣議決定)において、「都道府県に設置されている地域医療再生基金を拡充し、高度・専門医療や救命救急センターなど都道府県(三次医療圏)の広域的な医療提供体制を整備拡充」することとしたところである。

国は、この支援策として、平成22年度補正予算において、地域医療再生臨時特例交付金を確保し、全額平成23年度に繰越し、都道府県に交付することとしたものである。都道府県においては、地域の医療機関、医育機関、診療又は調剤に関する学識経験者の団体(医師会、歯科医師会及び薬剤師会。以下「医師会等関係団体」という。)、市町村等の関係者の意見を聴いた上で、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充やこれらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化など都道府県単位(三次医療圏)の医療提供体制の課題を解決するための施策について定める計画(以下「地域医療再生計画」という。)を作成するとともに、地域医療再生臨時特例交付金により地域医療再生基金を拡充し、これらの施策を実施することが望まれる。

本指針は、都道府県の参考となるものを手引きの形で示したものである。

第2 地域医療再生計画の作成

1 総論

地域医療再生計画の内容については、都道府県において、本作成指針に即し、かつ、都道府県(三次医療圏)における官民を問わない幅広い地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民並びに医療審議会又は医療対策協議会等の意見を聴き、それぞれの地域の実情に応じて定めるものとする。

地域医療再生計画においては、個々の医療機関が直面する課題を解決することだけでなく、地域医療全体が直面する課題を解決することを目的とする。

また、地域医療再生計画においては、現状分析、課題の選定、達成すべき目標及び実施する事業が一貫したものとなるよう留意する。

さらに、地域医療再生計画の終了後においては、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充と、これらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化による急性期から亜急性期、回復期、維持期、そして在宅へと連なる連携体制の強化など都道府県(三次医療圏)における医療提供体制など、医療に関する課題を解決することにより、地域における医療が継続的に確保されるよう留意する。地域医療再生計画の終了後において、地域における医療の継続的な確保に支障が生ずることのないよう留意する。

なお、2において地域医療再生計画の記載事項とされているものについては、必ず記載するものとする。

2 記載事項

次の事項については、地域医療再生計画に記載するものとする。

(1) 地域医療再生計画において対象とする地域の範囲

地域医療再生計画においては、都道府県単位(三次医療圏)を対象として定める。

(2) 地域医療再生計画の開始日及び終了日

地域医療再生計画の期間については、平成25年度末までの3年間以内とする。

(3) (1)の地域における医療に関する現状の分析

地域における医療に関する現状の分析をするに当たっては、医療に関する需要、必要な医師数などにつき、可能な限り定量的な分析を行う。

また、地域における医療に関する課題が明らかとなるよう留意する。

(4) (1)の地域において解決すべき医療に関する課題

(5) 地域医療再生計画の期間の終了日までの間に(1)の地域において達成すべき医療に関する目標

(1)の地域における医療提供体制の在り方に関して、地域医療再生計画を実施することにより達成する全体的な目標(以下「大目標」という。)を定める。

あわせて、大目標の達成状況を把握・評価するため、大目標に関連する指標について数値目標を定める。

数値目標の設定に当たっては、必要な医師数、救急搬送に要する時間などにつき、可能な限り、具体的かつ定量的な目標を設定する。

数値目標については、年度ごとの事業計画においてそれぞれの達成すべき目標を定める。

(6) (5)の目標を達成するために行う事業の内容

地域医療再生計画においては、対象とする地域における実情に応じて、当該地域の医療課題を解決するために必要な事業について定める。例えば、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充や、これら医療機関と連携する急性期を脱した患者を受け入れるための後方病床を持つ医療機関、二次救急医療機関などの地域の医療機関の機能強化、地域医療を担う人材の育成等の事業を定めるものとする。

その際には、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者などの意見を踏まえ、地域にとって必要で公益性の高い事業が地域医療再生臨時特例交付金の対象となるようにすることとする。

地域医療再生計画においては、既に実施している国庫補助対象事業を定めても差し支えない。ただし、これらの事業は、地域医療再生臨時特例交付金の対象とはならない。なお、国庫補助の対象となる事業を新規に実施し、又は、拡充する場合であっても、当該国庫補助を優先的に活用する。

(7) (6)の事業を実施するに当たって必要な経費(経費に係る財源を含む。)

経費の積算に当たっては、費用を可能な限り抑制するため、適正な価格を用いて行う。

また、既に実施している国庫補助事業における国以外の負担分について、本交付金を充当することはできない。既に実施している地方単独事業についても同様とする。

さらに、継続的に実施することが必要な事業については、地域医療再生計画が終了し、地域医

療再生基金が無くなった後においても引き続き実施されるよう、地域医療再生計画の期間中においても一部は都道府県又は市町村が負担するなど、費用負担の在り方に留意する。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)附則第5条において、地方公共団体は、国、独立行政法人、国立大学法人等に対し、原則として、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するものを支出してはならないこととされているので留意する。

ただし、地方公共団体の要請に基づき、科学技術に関する研究開発等で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合に、当該地方公共団体が当該研究開発等(当該法人において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。)の実施に要する経費等を負担しようとする場合(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)附則第4条第7号)、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して特別に医療を提供する場合に、当該地方公共団体が当該医療の提供に要する費用等を負担しようとする場合(同条第8号)等であつて、あらかじめ、総務大臣に協議し、同意を得たものは例外とされている。

(8) 地域医療再生計画の終了後に実施する必要があると見込まれる事業

地域医療再生計画の終了後において、(5)に掲げる目標を引き続き達成するために実施する必要があると見込まれる事業につき、事業継続性を明確にして、その内容及び経費を記載する。

3 地域医療再生計画作成等に係る手順

都道府県が地域医療再生計画を作成する際、全国に共通すると考えられる手順等を参考までに示す。

- (1) 地域医療再生計画(案)を作成するための体制の整備。
- (2) 地域医療の現状分析等に係るデータの収集、調査の実施及び将来予測の検討。
- (3) 都道府県(三次医療圏)における官民を問わない幅広い地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村の関係者等に対して意見を聴取。
- (4) 都道府県(三次医療圏)において直面する医療に関する課題を解決するための具体的方策及び目標等を検討。
- (5) 都道府県(三次医療圏)における課題を解決するための事業の内容についての検討。
- (6) 以上の検討を踏まえて地域医療再生計画(案)の作成。これまでに厚生労働省に随時相談
- (7) 地域医療再生計画(案)について都道府県医療審議会又は医療対策協議会への意見聴取。
- (8) 地域医療再生計画(案)並びに様式1及び様式2の厚生労働省への提出。
- (9) 地域医療再生計画に係る有識者会議(以下「有識者会議」という。)において地域医療再生計画(案)の評価を行い、その評価結果を踏まえ地域医療再生基金の加算額等を決定する。
- (10) 厚生労働省から都道府県に地域医療再生臨時特例交付金の交付額を内示。
- (11) 地域医療再生計画を決定。

4 医療計画等との関係

地域医療再生計画の作成に当たっては、都道府県医療計画その他都道府県が定める関係計画

の内容と調和が保たれるよう必要に応じて都道府県医療計画を見直す。

また、公立病院改革プラン及び各都道府県において策定された「再編・ネットワーク化に関する計画・構想等」(「公立病院改革ガイドラインについて(通知)」(平成19年12月24日総経第134号総務省自治財政局長通知)を踏まえて作成されるものをいう。)との整合性について留意する。

第3 地域医療再生計画の推進等

1 地域医療再生計画の推進体制

地域医療再生計画の推進体制については、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民との情報の交換や都道府県医療審議会又は医療対策協議会を活用するなど、関係者が互いに情報を共有することにより、信頼関係を醸成し、円滑な連携が推進されるような体制を構築することが望ましい。

また、平成25年度末までの年度計画に基づき、各事業毎の責任者を明確化すること等により、計画を着実に実施していくことのできる体制を整える。

2 地域医療再生計画の達成状況の評価等

地域医療再生計画に定める事業に関して、毎年度、当該目標の達成状況の評価し、実績報告を作成する。その際には、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民並びに都道府県医療審議会又は医療対策協議会からも、必要に応じて意見を聴取するものとする。

地域医療再生計画に定める事業の実績報告は、厚生労働大臣に提出する。

評価の結果は、次年度以降の地域医療再生計画に係る事業計画に反映させるものとする。厚生労働省は、少なくとも、平成23年度から平成24年度までの実績については、有識者会議に報告し、技術的助言を含めた意見を聴くものとする。

3 地域医療再生計画の変更

評価の結果に基づき、地域医療再生計画における大目標を達成するために必要があると認める場合、地域医療再生計画の変更を行うことができる。

地域医療再生計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県(三次医療圏)における地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者並びに都道府県医療審議会又は医療対策協議会の意見を聴取する。

都道府県は、地域医療再生臨時特例交付金の交付を受けている場合であって、地域医療再生計画を変更しようとするときは、当該変更につき、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。厚生労働大臣は、都道府県の地域医療再生計画の変更(軽微な変更を除く。)を承認する場合は、有識者会議の意見を聴くものとする。

第4 その他

地域医療再生計画の作成に当たっての留意事項については、別紙1のとおりであるので参考とする。

また、地域医療再生計画の内容としては、別紙2の例示が考えられるので、併せて参考とする。

地域医療再生計画の作成に当たっての留意事項

1 地域医療再生計画の記載事項

(1) 必要事項の記載

- ・必要な記載事項はすべて記載すること。
- ・計画期間は平成25年度末までに終了すること。
- ・対象地域は、都道府県(三次医療圏)を対象とすること。

(2) 計画の論理性

- ・現状分析、課題の認識、目標設定及び実施する事業は、それぞれ、適正に検討すること。
- ・現状分析、課題の認識、目標設定及び実施する事業が一貫したものとすること。

(3) 計画の適正性

- ・定量的な現状分析をすること。
- ・地域医療全体が直面する課題を解決することを目的とすること。
- ・計画期間の終了後において、地域において医療が継続的に提供される体制が確保されることが見込まれるようにすること。
- ・定量的な目標を定めること。
- ・病院病床の機能分化について、適切な目標を設定すること。
- ・高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充やこれらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化について、適切な目標を設定すること。
- ・地域医療を担う人材育成事業について、適切な目標を設定すること。
- ・必要性の低い事業は含まないこと。
- ・特定の医療機関の整備や高額医療機器の購入に偏ることなく、地域にとって必要で公益性の高い事業とすること。
- ・交付の条件をクリアしていること。

(4) 他の計画等との調和

- ・医療計画その他都道府県が定める関係計画との調和を図ること。
- ・公立病院改革プラン等との調和を図ること。

2 地域医療再生計画の作成手順

都道府県(三次医療圏)における官民を問わない幅広い医療機関、診療又は調剤に関する学識経験者の団体(医師会、歯科医師会及び薬剤師会)、市町村等の関係者及び地域住民に対して意見を聴取すること。

3 地域医療再生計画に定める事業に係る経費の積算

- ・適切な単価により積算すること。
- ・過度の施設又は設備の整備を行わないこと。
- ・借入を行う場合、借入金は返済可能な範囲とすること。

- ・既に実施していた国庫補助事業における県等の負担分について、本交付金を振り替えて充当しないこと。既に実施している地方単独事業について、本交付金を振り替えて充当しないこと。
- ・地方公共団体から国立大学法人、独立行政法人等に対して、補助金等の支出を行う場合、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める要件(県負担がある場合の総務大臣の同意等)を満たすこと。

〇〇県地域医療再生計画

1 地域医療再生計画の期間

平成23年〇月〇日から平成25年度末までの期間を対象として定めるものとする。

2 現状の分析

三次救急医療体制、高度・専門医療体制など、三次医療圏から一次医療圏にわたる医療連携体制、医療従事者等に関する現状分析を記載

3 課題

現状分析結果を元に三次医療圏における医療課題を記載

4 目標

課題に対する目標について記載

5 具体的な施策

地域医療再生計画において実施する事業について記載(事業総額、基金負担額、県負担額についても記載)

6 施設・整備対象医療機関の病床削減数

整備対象医療機関の病床削減数を記載(削減しない場合も記載)

二次医療圏名	過剰・非過剰の別	医療機関名	整備前病床数	整備後病床数	病床削減割合

二次医療圏名	過剰・非過剰の別	医療機関名	整備前病床数	整備後病床数	病床削減割合

7 地域医療再生計画終了後に実施する事業

地域医療再生計画が終了し、地域医療再生基金が無くなったあとにおいても継続する必要があると考えられる事業について記載(事業予定額についても記載)

8 地域医療再生計画(案)作成経過

再生計画(案)を作成するまでの経過について記載

[記載例]

- 月○日 関係機関、団体及び住民に対する説明会開催
- 月○日 第1回○○委員会開催
- 月○日 第○会○○委員会開催 再生計画中間案の決定
- 月○日 } パブリックコメントの募集
- 月○日 }
- 月○日 ○○県医療審議会開催 再生計画(案)の決定

地域医療再生計画（案）の交付の条件にかかる対応状況について

都道府県名:

交付の条件	地域医療再生計画（案）の対応状況 ※簡潔に記載してください。
交付要綱4(1)(2)の事業に係る交付の条件	
1	
2	
3	
4	
5	
交付要綱4(2)の事業に係る交付の条件	
6①	
6②	
6③	
6④	
6⑤	

地域医療再生計画（案）調査票

都道府県名：

1 計画の必要性
2 計画の効率性 (事業に係る積算資料を別途添付してください)
3 計画の有効性
4 計画の公平性
(官民間わず幅広く地域の医療関係者の意見を聴取するために行った取り組み内容)
5 計画の優先性

※ できるだけ定量的に、それぞれの項目のポイントを記載してください。

●●県 地域医療再生計画(案) 事業別調書

(様式2)

1. 平成23年度交付要綱第4の別表の(1)の計画

総事業費	円
基金交付要望額	円

(単位:円)

<計画期間終了後>

地域医療再生計画(案) 実施事業	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	総事業費 A	既の実施している国庫補助対象事業費 B	既の実施している地方単独事業費 C	新規又は拡充する国庫補助事業に係る国庫補助金額 D	都道府県負担額 E	事業者負担額 F	負担額計 G=E+F	寄付金その他収入額 H	差引額 I=A-B-C-D-G+H	他の国庫補助事業の有無	事業継続(予定)の有無とその理由	継続の場合の単年度事業費予定額(円)
								0		0			
								0		0			
								0		0			
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0			0

2. 平成23年度交付要綱第4の別表の(2)の計画

総事業費	円
基金交付要望額	円

(単位:円)

<計画期間終了後>

地域医療再生計画(案) 実施事業	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	総事業費 A	既の実施している国庫補助対象事業費 B	既の実施している地方単独事業費 C	新規又は拡充する国庫補助事業に係る国庫補助金額 D	都道府県負担額 E	事業者負担額 F	負担額計 G=E+F	寄付金その他収入額 H	差引額 I=A-B-C-D-G+H	他の国庫補助事業の有無	事業継続(予定)の有無とその理由	継続の場合の単年度事業費予定額(円)
								0		0			
								0		0			
								0		0			
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0			0

#DIV/0! 基金充当割合